

# 令和5年度 美里町水道水質検査計画

## はじめに

美里町上下水道事業では、町内に供給している水道水が水道法の水質基準に適合し、安全で良質な水であることをご理解いただくための指針として「水質検査計画」を策定いたしました。この水質検査計画は、美里町の水道原水及び水道水の状況を踏まえ、また利用者の皆様の意見を参考にして、今後毎年見直していきます。

## 水質検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 原水及び浄水の水質状況
4. 水質検査項目、採水地点、採水頻度
5. 臨時の水質検査
6. 水質検査の方法
7. 水質検査計画及び検査結果の公表
8. その他配慮すべき事項

## 1. 基本方針

- (1) 水質検査は、浄水場などの系統を代表する給水栓で行います。また、水質汚染を監視する目的で、水道原水（井戸水）の検査も行います。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目を実施します。  
その他の原水についてクリプトスポリジウム本体及び指標菌などの項目も、供給している水道水がより安全で良質であることを確認するために検査を実施します。
- (3) 水質汚濁事故等のように、水道水の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては、速やかに臨時検査を実施します。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水状況

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| ① 給水区域 美里町内 | 33.48 km <sup>2</sup> |
| ② 給水人口      | 10,777人（令和4年4月1日現在）   |
| ③ 普及率       | 99.6%（令和4年度）          |
| ④ 1日最大配水量   | 6,816 m <sup>3</sup>  |
| ⑤ 1日平均配水量   | 5,529 m <sup>3</sup>  |

### (2) 浄水場の名称及び浄水方法

第一浄水場：急速ろ過

第二浄水場：急速ろ過

### (3) 水源の名称及び種別

第一浄水場系統	第1水源：浅井戸
	第2水源：浅井戸
	第4水源：浅井戸
第二浄水場系統	第1水源：浅井戸
	第3水源：浅井戸

## 3. 原水及び浄水の水質状況

水道原水は、埼玉県営水道より浄水受水（転換率55%【令和4年度末現在】）と浅井戸4本からなっています。水質管理上、注意すべき項目としては、県水については臭気物質、浅井戸についてはトリクロロエチレン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素があげられます。

浄水については水質基準を満たしており、安全で良質な水です。

## 4. 水質検査項目、採水地点、採水頻度

### (1) 毎日検査

色、濁り、消毒の残留効果（遊離残留塩素濃度）の検査は、水道法に基づき1日1回の検査を行います。

### (2) 水質基準項目の検査

原水は、以下のとおり検査を実施します。

・全項目（39項目）検査	：年1回
・指標菌（大腸菌、嫌気性細菌）検査	：毎月1回
・クリプトスポリジウム本体の検査	：3ヶ月に1回

浄水は、以下のとおり検査を実施します。

・浄水基本項目（51項目）検査	：3ヶ月に1回
・省略不可項目（9項目）検査	：毎月1回
・放射性物質の測定検査	：3ヶ月に1回
・フッ素化合物検査	：年1回

## 5. 臨時の水質検査

以下のような場合には、臨時の水質検査を実施します。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行したとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

## 6. 水質検査の方法

1日1回行う検査は自己検査とし、その他については水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関に委託します。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度策定し、水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は美里町ホームページに掲載し、公表します。

## 8. その他配慮すべき事項

### (1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限値が得られ、基準値及び目標値の1/10付近の測定において、金属類では変動係数(CV)が10%以下、有機物では20%以下の検査を行う能力のある機関に委託します。また、外部精度管理への参加結果を年度終了後外部制度管理の結果がそろった後、直ちに提出させ、精度管理の結果を確認します。その結果を確認し、信頼性の保証を確認します。

### (2) 関係者との連携

水源井戸の周辺で、水質事故が発生した場合は、美里町上下水道課、保健所、埼玉県と連携し、情報交換を行いながら迅速かつ適切な対応に努めます。

お問い合わせ先

美里町役場 上下水道課 施設係

〒367-0194

埼玉県児玉郡美里町大字木部323番地1

TEL 0495-76-1118

FAX 0495-76-0909

## 令和5年度 水質検査計画表

### 【原水】

検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
指標菌2項目*	○	○	○	○	○	○	○
39項目							
クリプトスポリジウム	○			○			○

検査項目	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考
指標菌2項目*		○	○	○	○	11	月始めに採水
39項目	○					1	
クリプトスポリジウム			○			4	

\* 指標菌2項目：大腸菌、嫌気性細菌

採水地点： 第1水源 南十条地内  
 第2水源 広木地内  
 第3水源 下児玉地内（第二浄水場内）  
 第4水源 沼上地内

### 【浄水】

検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
省略不可9項目*	○	○		○	○		○
全51項目			○			○	
放射性セシウム(134・137)			○			○	
PFOS・PFOA							

検査項目	11月	12月	1月	2月	3月	計	備考
省略不可9項目*	○		○	○		8	月始めに採水
全51項目		○			○	4	
放射性セシウム(134・137)		○			○	4	
PFOS・PFOA			○			1	

\* 省略不可9項目：一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、PH値、味、臭気、色度、濁度

採水地点： 給水末端(第一浄水場区域) 円良田農民センター（円良田地内）  
 給水末端(第二浄水場区域) 川輪集会所（関地内）